

「自賠責保険支払基準」改定の推移

※平成 14 年 4 月改定までは「自賠責保険損害査定要綱」

費 目		改定年月											
		昭和 31 年 6 月	39 年 2 月	41 年 7 月	42 年 8 月	44 年 11 月	48 年 11 月	48 年 12 月	50 年 2 月	52 年 4 月	54 年 2 月	56 年 5 月	
看護料 (看護師、家政婦等以外の場合)	入院						1 日につき 1,300 円	⇒	2,000 円	2,400 円	2,800 円	3,000 円	
	通院・ 自宅看護										1,400 円	1,500 円	
諸 雑 費							入院 1 日につき 90 日まで：300 円 90 日以上：200 円	⇒	400 円	500 円	⇒	600 円	
休業損害	定 額	認定日数 1 日 につき 200 円	500 円	700 円	⇒	⇒	1,700 円	⇒	2,100 円	2,500 円	3,000 円	3,400 円	
	上 限 額					(45 年 10 月実施) 3,000 円	5,000 円	⇒	7,000 円	9,000 円	10,000 円	11,000 円	
慰謝料等	傷 害		認定日数 1 日 につき 700 円	1,000 円	⇒	⇒	1,500 円	⇒	2,300 円	⇒	2,800 円	3,200 円	
	後遺障害						障害の程度に応じ 8 万円～200 万円	⇒	障害の程度に応じ 15 万円～400 万円	障害の程度に応じ 23 万円～600 万円	⇒	障害の程度に応じ 27 万円～700 万円 ^{(注)3} (627 万円～800 万円)	障害の程度に応じ 30 万円～800 万円 ^{(注)3} (706 万円～900 万円)
	死亡	本 人					50 万円	⇒	100 万円	150 万円	⇒	200 万円	250 万円
		遺 族			1 名：100 万円 2 名：150 万円 3 名以上： 200 万円	⇒	⇒	⇒	1 名：200 万円 2 名：250 万円 3 名以上： 300 万円	1 名：250 万円 2 名：350 万円 3 名以上： 450 万円	⇒	1 名： ^{(注)4} 300 万円 (400 万円) 2 名： 400 万円 (500 万円) 3 名以上： 500 万円 (600 万円)	1 名： ^{(注)4} 350 万円 (450 万円) 2 名： 450 万円 (550 万円) 3 名以上： 550 万円 (650 万円)
葬 儀 費					15 万円	⇒	20 万円	⇒	25 万円	30 万円	35 万円	40 万円	
生 活 費 控 除				10,400 円/月 (または 収入額×1/2)	12,600 円/月 (または 収入額×1/2)	15,700 円/月 (または 収入額×1/2)	35%または 50%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
減 額	重 過 失		20%	⇒	{ 20% ^{(注)2} 30%	{ 20% ^{(注)2} 30% 50%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	因果関係の 有無の判断 が困難な場合						50%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	
	親族間事故 (慰謝料)						50%	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	

(注) 1. ⇒は、左記と同様であることを示す。

2. いずれも「傷害」および「死亡に至るまでの傷害」については、20%減額のみである。

3. () 内は、後遺障害 1 級～3 級該当者で被扶養者ありの場合である。

4. () 内は、被扶養者ありの場合である。

費目		改定年月		昭和58年6月	61年8月	平成元年7月	4年8月	6年6月	9年5月	9年10月	(注)5 12月1月	14年4月	(注)8 22月4月
看護料 (看護師、家政婦等以外の場合)	入院			3,200円	3,300円	3,600円	3,700円	4,000円	⇒	⇒	⇒	4,100円	⇒
	通院・自宅看護			1,600円	1,650円	1,800円	1,850円	2,000円	⇒	⇒	⇒	2,050円	⇒
諸雑費				⇒	700円	⇒	800円	1,000円	1,100円	⇒	⇒	⇒	⇒
休業損害	定額			3,700円	4,000円	4,300円	4,900円	5,200円	5,500円	⇒	⇒	5,700円	⇒
	上限額			13,000円	⇒	16,000円	18,000円	⇒	⇒	19,000円	⇒	⇒	⇒
慰謝料等	傷害			3,400円	3,600円	3,700円	4,000円	4,100円	⇒	⇒	⇒	4,200円	⇒
	後遺障害			障害の程度に応じ 32万円～850万円 (745万円～ ^{(注)3} 950万円)	障害の程度に応じ 32万円～900万円 (811万円～ ^{(注)3} 1,050万円)	障害の程度に応じ 32万円～950万円 (844万円～ ^{(注)3} 1,100万円)	障害の程度に応じ 32万円～ 1,050万円 (909万円～ ^{(注)3} 1,200万円)	障害の程度に応じ 32万円～ 1,050万円 (941万円～ ^{(注)3} 1,250万円)	⇒	⇒	⇒	障害の程度に応じ ① 1,163万円[第2級]～1,600万円[第1級] ^{(注)6} (1,333万円[第2級]～1,800万円[第1級]) ^{(注)3} なお、初期費用等として205万円[第2級]、 500万円[第1級]が加算される。 ② 32万円[第14級]～1,100万円[第1級] ^{(注)7} (973万円[第3級]～1,300万円[第1級]) ^{(注)3}	⇒
	本人			⇒	⇒	300万円	350万円	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	死亡 遺族			1名： ^{(注)4} 400万円(500万円) 2名： 500万円(600万円) 3名以上： 600万円(700万円)	1名： ^{(注)4} 450万円(600万円) 2名： 550万円(700万円) 3名以上： 650万円(800万円)	⇒	1名： ^{(注)4} 500万円(650万円) 2名： 600万円(750万円) 3名以上： 700万円(850万円)	1名： ^{(注)4} 500万円(700万円) 2名： 600万円(800万円) 3名以上： 700万円(900万円)	⇒	⇒	⇒	1名： ^{(注)4} 550万円(750万円) 2名： 650万円(850万円) 3名以上： 750万円(950万円)	⇒
葬儀費				45万円	50万円	⇒	55万円	⇒	60万円	⇒	⇒	⇒	⇒
生活費控除				⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
減額	重過失			⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	因果関係の有無の判断が困難な場合			⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒	⇒
	親族間事故(慰謝料)			⇒	⇒	⇒	廃止						

(注)5. 逸失利益の算出方法が改定された(全年齢平均給与額やライブニッツ係数を用いて算出)。

7. 前記(注)6. 以外の後遺障害の場合である。

6. 神経系統の機能または精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、常時または随時介護を要する後遺障害の場合である。

8. 逸失利益の算出に用いる就労可能年数・平均余命が改定された。

費目		改定年月	
		令和2年4月	
看護料 (看護師、家政婦等以外の場合)	入院	4,200円	
	通院・自宅看護	2,100円	
諸雑費		⇒	
休業損害	定額	6,100円	
	上限額	⇒	
慰謝料等	傷害	4,300円	
	後遺障害	障害の程度に応じ ① 1,203万円[第2級]～1,650万円[第1級] (注)6 (1,373万円[第2級]～1,850万円[第1級]) (注)3 なお、初期費用等として205万円[第2級]、 500万円[第1級]が加算される。 ② 32万円[第14級]～1,150万円[第1級] (注)7 (1,005万円[第3級]～1,350万円[第1級]) (注)3	
	死亡	本人	400万円
		遺族	⇒
葬儀費		100万円	
生活費控除		⇒	
減額	重過失	⇒	
	因果関係の有無の判断が困難な場合	⇒	
	親族間事故(慰謝料)		